平成３０年（フ）第１０号
鹿児島県鹿児島市新照院町23番15号　新照院ビル203号
債務者　中村　穂子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１０号
住民票上の住所　兵庫県川西市萩原２丁目15番10号
債務者　阪上　洋子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
広島県呉市下蒲刈町下島乙386番地の２
債務者　天野　直美（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第６号
広島県呉市広長浜４丁目11番８号
債務者　藤田　直子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第９３７号
神戸市兵庫区大同町２丁目３番７号
債務者　俊成　秀昭
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５号
神戸市中央区下山手通７丁目15番５－202号
債務者　原田　　広
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８号
神戸市灘区篠原台６番51－106号、従前の住所神戸市東灘区青木２丁目３番17－311号
債務者　丸杉　幸司
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６号
兵庫県姫路市中地295番地１
債務者　谷口　翔子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６２号
熊本県宇土市網津町2070番地４
債務者　奥村　伸一
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０６号
熊本県下益城郡美里町堅志田２番地１
債務者　力丸　信幸
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２号
熊本市東区健軍３丁目12番７－602号　コーポ田上
債務者　柏川　照彦
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４９９号
熊本県菊池郡菊陽町花立１丁目９番１－107号　ＡＸＩＡＬ　Ａ棟、前住所熊本市東区健軍本町42番12号
債務者　畑野　　綾
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１６６５号
埼玉県戸田市美女木２丁目８番地の３　ファミール31－306号室
債務者　後藤　春美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８２号
さいたま市見沼区大字東新井387番地３　リリーハイムＤ102
債務者　池田　清隆
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５９号
埼玉県鴻巣市東１丁目３番18－706号　コスモ鴻巣ロイヤルフォルム
債務者　新納　浩和
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７６０号
埼玉県鴻巣市東１丁目３番18－706号　コスモ鴻巣ロイヤルフォルム
債務者　新納　広美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７２号
さいたま市桜区西堀７丁目４番12－209号
債務者　福井　和也
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係